

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務 プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務について企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名称

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の内容

別添「令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 委託上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 資格要件

(1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たしていること。

- ① 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ③ 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 愛媛県税に滞納のない者。（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第2項の規定に基づく製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格を有していない者は、愛媛県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者を除く。）

(2) 共同企業体で参加しようとする者については、代表者又は構成員は、前記(1)の

①から⑥の資格要件を全て満たしていること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで |
| (2) 質問回答 | 令和6年5月24日（金） |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで |
| (4) 企画提案公募参加の可否の通知 | 令和6年5月24日（金） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月11日（火）午後5時15分まで |
| (6) 審査（プレゼンテーション審査） | 令和6年6月中旬 |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年6月中旬 |

(8) 契約締結日

令和6年6月中～下旬

6 参加申込

(1) 提出書類

- ・「参加申込書」(様式1) 1部
- ・事業者の概要がわかる資料(任意様式・パンフレット等で可)
- ・愛媛県税の納税証明書 1部(競争入札の参加者資格を有する者、県税の納税義務がない者は除く)

(2) 提出先及び提出期限等

① 提出先

14 記載の提出先

② 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時15分まで(必着)

③ 提出方法

持参または郵送等とする。ただし、持参の場合は、提出期限内の祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送等の場合は、書留等の配達記録が残る方法によること。

(3) 企画提案公募参加の可否の通知

令和6年5月24日(金)までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

7 質問の受付

募集に関する質問を、次の通り受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年5月20日(月)午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールにより、14 記載の宛先に、「質問票」(様式2)を提出すること。送付後、担当窓口(東予地方局農林水産振興部農業振興課農業振興係(0898-68-6807)へ、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問及び回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 留意事項

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。

なお、提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

① 提出期限

令和6年6月11日(火)午後5時15分まで(必着)

② 提出方法

持参又は郵送等とする。ただし、持参の場合は、提出期限内の祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送等の場合は、書留等の配達記録が残る方法によることとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

- ③ 提出先
14 記載の提出先
- ④ 提出書類
別記 1 「令和 6 年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務企画提案書作成要領」による
- ⑤ 留意事項
 - ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
 - ・提案書の再提出は、上記①の提出期限内に限り認める。
なお、提案書の部分的な差替えは認めない。
 - ・提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書」（様式 3）を提出するものとする。
なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
 - ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
 - ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

9 審査

企画提案の審査は、愛媛県が設置する審査会が実施する。審査会において、別記 2 の審査基準に基づき、提出された企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行った後、最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション審査方法

- ① 実施日：令和 6 年 6 月中旬
- ② 場所：愛媛県東予地方局西条第二庁舎
- ③ 持ち時間：30 分（説明 15 分・質疑応答 15 分）
- ④ 順番：6（1）参加申込書の受付順とする。
- ⑤ その他：
 - ・プレゼンテーションは、提出期限までに提出した別記 1 に基づく企画提案書での説明とし、追加資料の提出や新たな提案は認めない。
 - ・審査会は、非公開とする。また、企画提案者は他の提案者のプレゼンテーションを視聴することはできない。
 - ・プレゼンテーション審査の実施日時及び集合場所等の詳細は別途、電子メールで通知する。
 - ・企画提案者が多数のときは、プレゼンテーション審査に先立ち、審査会において書面による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とすることがある。
なお、プレゼンテーション審査参加の可否については、企画提案者に対し、事前に電子メールでお知らせする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、審査の対象から除外する。

- ①委託上限を超える金額での見積書の提出があったとき。

②企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(3) 企画提案者が1者の場合は、書面による企画提案等の評価を行い、契約候補者としての可否を審査する。

10 契約候補者の選定

(1) 審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、契約候補者として選定する。

(2) 選定結果は、次の通り各提案者に通知する。

①通知日：令和6年6月中旬

②方法：書面で各提案者に通知。

③留意事項：審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

11 契約

(1) 契約の締結

愛媛県は、契約候補者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

12 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 その他

(1) プロポーザルに関し、提出された参加申込書及び提案書等は、契約候補者の選定以外の目的で使用しない。

(2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

(4) 審査の結果採点及び選定理由は公表しない。

14 問い合わせ・提出先

住所：〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田 1611

宛先：愛媛県東予地方局 農林水産振興部 農業振興課 農業振興係

担当：薦田、越智

電話番号：0898-68-6807（F A X 番号：0898-68-3056）

Mail アドレス：tou-nougyo@pref.ehime.lg.jp

(別記1)

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務 企画提案書作成要領

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務に係るプロポーザルに関し、参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務仕様書の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類及び構成

(1) 提出書類

6部を提出すること。

(2) 構成

- ① 表紙
- ② 目次
- ③ 令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務に係る提案書
- ④ 令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務に係る実施スケジュール及び実施体制
- ⑤ 見積書
- ⑥ 業務実績表(様式4)

2 作成要領

(1) 一般事項

- ① 用紙は、A4判両面使用とし、縦置き横書き(左綴じ)とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えない。
- ② ページ番号は目次を除く通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ③ 企画提案書はできるだけ具体的に、わかりやすく記載すること。専門用語などは必要に応じて注釈を付すこと。

(2) 企画提案書について

- ① 上記1(2)の構成に基づいて、任意様式で作成すること。
- ② 上記1(2)③の具体的内容は、令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務仕様書に基づいて作成することとし、仕様書に記載のある項目以外で企画提案できるものがあればその内容と考え方を記載すること。
- ③ 上記1(2)⑤については、本業務に係る所要経費を全て見積もること。

(別記2)

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務
プロポーザル審査基準

◆審査基準

NO	審査事項	評価ポイント	配点
1	業務遂行能力	○スケジュールが具体的に記載され、適切に事業が実施できる内容となっているか。 ○実施体制図が具体的に記載され、適切に事業が実施できる体制が構築されているか。 ○本業務を十分に完了させることができる能力を有すると考えられるか。	20
2	業務内容	○事業の目的や内容を十分に理解し、仕様書の内容が漏れなく達成された提案内容となっているか。 ○効果的な事業の運用に向けて独自の提案ができているか。	30
3	業務運営	○事業成果を高めるために有効な現実的で独自性のある提案があるか。	30
4	経費	○提案内容に対して適切な経費見積・配分となっており、見積額の経費は適正か。	20
合計			100

(様式1)

参加申込書

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務の企画提案公募に参加したいので、令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務プロポーザル募集要領（以下「要領」という。）の6に基づき、関係書類を添えて参加を申し込みます。

なお、要領の4に掲げる資格要件は全て満たすこと、並びに、この参加申込書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和6年 月 日

愛媛県東予地方局農林水産振興部
農業振興課長 様

郵便番号

住所・所在地

商号または名称

代表者の職氏名

⑩

【担当者連絡先】

所 属 :

職 ・ 氏 名 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

Mail アドレス :

(様式2)

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務
プロポーザル質問票

会社名: _____
担当部署名: _____
担当者職氏名: _____
Mail アドレス: _____
電話: _____
F A X: _____

質問 No. _____

資料名称:
該当ページ:
質問内容:

質問 No. _____

資料名称:
該当ページ:
質問内容:

【留意事項】

- 1 令和6年5月20日(月)午後5時15分までに提出すること。
※期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付し、着信確認を行うこと。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

(様式3)

取下げ願い書

令和6年 月 日

愛媛県東予地方局農林水産振興部
農業振興課長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

【担当者連絡先】

所 属:

氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

Mail ア ド レ ス:

令和6年度農業ボランティア促進総合窓口運営委託業務のプロポーザル募集への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取下げいたします。

(様式4)

提出者名：_____

業 務 実 績 表

業務名	委託者名	契約金額 (千円)	実施年度	業務概要

※貴社における委託業務実績について記載してください。

※業務実績については、委託契約書の写し、成果物（パンフレット、データ等）を添付してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。